

市長の伊賀じまん



— 伊賀の温泉 —

寒さがひとしお身にしみるこの季節にはゆっくりとお湯につかって体を温めたいものです。上野の町には昔は銭湯が多くあり、私も子どもの頃は親に連れられてよく銭湯に行きました。お風呂あがりにコーヒータンやフルーツ牛乳を飲ませてもらうのが楽しみであったことを覚えています。

近頃は銭湯というものがずいぶん少なくなりました。しかし、お風呂は私たちの生活や文化に深く関わっています。清少納言の『枕草子』の中には、「ななくりの湯」として伊賀に程近い榊原温泉が出てきます。その当時、榊原温泉の湯を求める都人たちがこの伊賀の地を行きかっていたのかもしれませんが。

伊賀でも、山畑（壬生野）や湯舟（鞆田）、湯屋谷（古山）などでは温泉が湧き出ているという話を聞きます。山畑では温泉の湯でゆで卵ができたとも伝わっています。また、湯屋谷には今でも温泉が湧き出た名残が存在するそうです。いずれの温泉も、安政の大地震で泉脈が途絶えてしまったと言われています。調査をすれば隠れた泉源が眠っているかもしれません。

▶ 島ヶ原温泉やぶつちの湯
展望露天風呂 月待の湯

現在、市内には6つの天然温泉があり、安らぎの場を提供してくれています。中でも、「島ヶ原温泉やぶつちの湯」や「大山田温泉さるびの」は、合併前に村おこしとして設けられたもので、市内だけでなく市外からも多くの方が訪れています。これら2つの温泉施設は、雇用の創出や福祉の向上を図るとともに、地元の特産品を販売することで集客・交流の場として地域づくりの一助となっています。厳しい経営状況ではありますが、地元の宝物としての思いをしっかりと持つことが何よりも大切なことだと思います。

温泉は温浴による効能だけでなく、交流や安らぎなど、さまざまな役割を担っています。地元はもちろん、伊賀を訪れる観光客にもぜひ楽しんでもらい、これからもみんなで大切にしていきたいものです。

（市長 岡本 栄）



◀ 大山田温泉さるびの
けさん露天
酒樽風呂と登窯風呂

コラム 自治基本条例

伊賀市には「市民によるまちづくりのための条例」があります

伊賀市自治基本条例～第5章「議会の役割と責務」～

今回は、第5章「議会の役割と責務」について説明します。議会は地方自治法により設置の根拠があるほか、この条例でも、議会の役割、権限、責務などを定めています。さらに、平成19年2月に全国に先駆けて制定された伊賀市議会基本条例により、議会運営や議員についての基本的事項を定めています。

第38条「議会の役割と権限」

市議会は、有権者を選出された議員によって構成される市の意思決定機関です。条例の制定改廃、予算、決算の認定をはじめ、市の重要な政策について議決する権限や市政運営を監視する機能などがあります。

第39条「議会の責務」

市議会は、市政が民主的で効率的に行われているか、市民の声が反映されているかなどについて、調査・監視する役割を担っています。また、意思決定をする際、その過程や妥当性を市民に対して明らかにすることや、市の政策水準を向上させ、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めることが責務とされています。また、議員の定数は、この条例に基づき議会の役割を十分考慮して定めなければならないこととされています。

第40条「議会の情報共有と市民参加」

市議会は、全ての会議を原則として公開することや、市民との対話の機会を設けるなど、市民と情報を共有し、わかりやすく説明する責任があります。

第41条「議員の責務」

市議会議員の責務として、次のことが定められています。
○ 市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行すること

○ 市民の代表としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならないこと

○ 常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らせず、審議能力や政策提案能力の向上に努めなければならないこと など

次回は、第6章「行政の役割と責務」、第7章「条例の見直し」について説明します。

一住民基本台帳カードへの 電子証明書発行を終了しますー

住民基本台帳カードで税の電子申告(e-tax)を行う際に必要な電子証明書の発行は、12月22日(火)で終了します。

以降は、お手持ちの住民基本台帳カードが有効なものであっても、そのカードに新たに電子証明書を発行することはできません。引き続き電子証明書の利用を希望する人は「個人番号カード」に切り替えてください。

※住民基本台帳カードに発行済みの電子証明書は有効期限まで利用可能です。

※「個人番号カード」は全国一斉に交付申請受付が始まるため、交付までに時間がかかることが予想されます。平成27年分の確定申告にe-taxを利用する予定の人はご注意ください。

※電子証明書は期間満了日の3カ月前から更新手続きができます。

【問い合わせ】 住民課

☎ 22-9645 FAX 22-9643



伊賀線だより



「駅イルミネーション&クリスマスコンサート」開催



伊賀鉄道では、今年で9年目となる「駅イルミネーション」を実施し、駅舎を色鮮やかに飾ります。

また、「クリスマスコンサート」では、市民バンドや学生によるクリスマスソングの演奏など楽しいステージをお届けします。来年開業100周年を迎える伊賀線を利用し、ぜひおでかけください。

○駅イルミネーション

【と き】 12月25日(金)まで

午後5時～11時30分

【ところ】 伊賀鉄道上野市駅

○クリスマスコンサート

【と き】 12月23日(水・祝) 午後4時～(予定)

【ところ】 ハイトピア伊賀多目的広場(予定)

【問い合わせ】 総合政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9672

伊賀鉄道(株)総務企画課 ☎ 21-0863

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

自分が好き～心を育むことから～ -さくら保育園-

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

伊賀市では、2012(平成24)年に「伊賀市解放保育基本方針」が策定され、市内全ての保育所(園)で人権尊重を基盤とした子どもの「生きる力」を育む解放保育を実践しています。

子どもたちの中には、朝ごはん抜きで登所(園)する子や、親に十分関わってもらえないことから情緒が安定せずイライラしたり表情や動きが硬い子がいたりします。乳幼児期から周りの大人に愛されていると感じることはとても大切で、愛情を感じながら大きくなった子は自分を好きになり自信が持て、自分も周りの人も大切にできる心で育つと思います。周りの大人との良い関係と居心地の良い安心できる環境の中では、子どもたちは心が安定して自分が出せるようになり、日々の生活や遊びの中から人間関係や社会のルールを学んでいきます。

最近では、子どもの人数が減少しつつあり、家庭や地域で子ども同士で遊ぶことが少なくなってきました。そのためか、自己主張が強く相手を

受け入れられない子がいたり、物や場所の取り合いなどのトラブルを起こして子ども同士でうまく遊べないことがあります。

そこで、さくら保育園では年齢の違う子どもたちが交流して遊べる場を作りました。その遊び場には4つのコーナーがあり、自分が遊びたいものを決めますが、各コーナーで遊べる人数が決まっているため、好きなコーナーで遊べない子が出てきます。そうした子たちは、自分の気持ちと葛藤し折り合いをつけながらコーナーを選び直し、友だちと一緒に考えたり、工夫したり、協力したりして楽しく遊びを发展させていきます。小さいときから自分で決めたり自分の意見を持つことが、将来、不合理に気付くことのできる力、周りの意見にまどわされず「おかしい」と声を上げ、立ち向かえる力になると考えています。保育園では保護者との信頼関係を築きながら、共に子どもたちの健やかな成長を願い、心が豊かに育つような子育てをしています。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp